

乳用牛増頭支援事業

～外部導入による増頭支援～

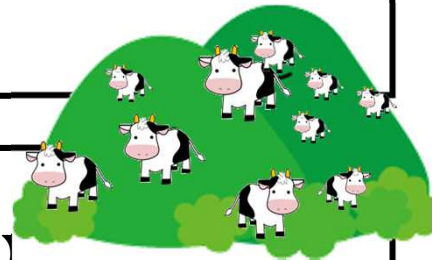
○事業の目的

平成30年度に鳥取県の生乳生産量を60,000tにするため、大山乳業農協が乳用牛の増頭を図る事業に対し支援する。

○支援の内容

外部導入による増頭支援

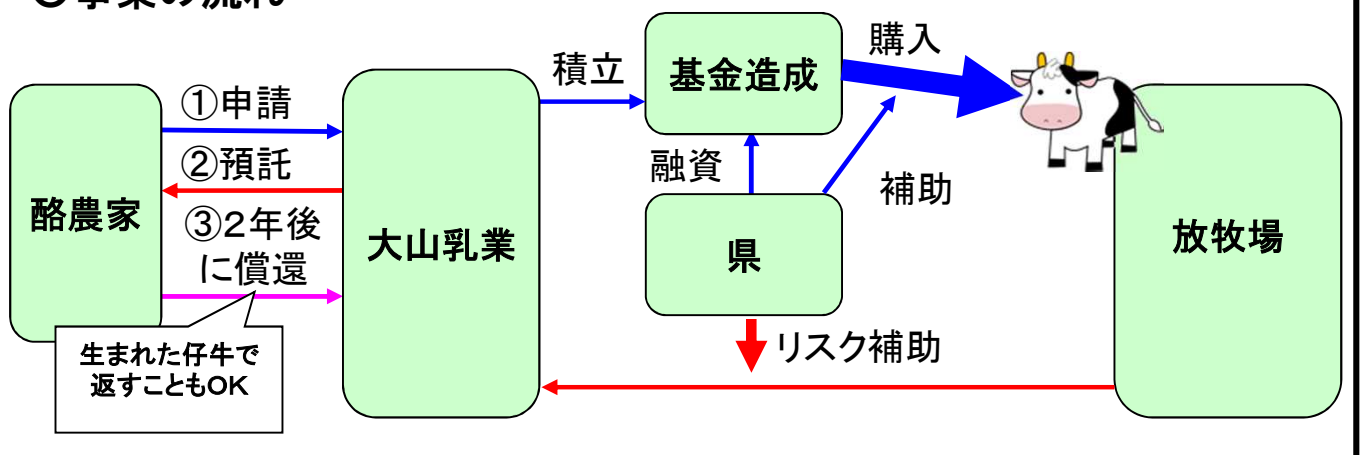
- (1) 育成牛購入補助【29年度から補助上限あり】
基準価格（200千円／頭）を上回った部分（差額）の1/2を補助
補助上限：100千円／頭
- (2) 育成牛購入資金貸付
乳用育成牛を県外等から基金を活用して購入、育成後に農家へ預託貸付
- (3) 育成に係るリスク補助
分娩までに生じた育成経費増加分や死亡等のリスク部分の1/2を補助



○主要要件

大山乳業が預託貸付する酪農家は増頭に取り組む農家であること
(更新は不可)

○事業の流れ



📞 問い合わせ先 📞

大山乳業農業協同組合酪農指導部

鳥取県農業振興戦略監畜産課酪農・経済担当

0858-52-2221

0857-26-7291

緊急生乳増産奨励事業

○事業の目的

生産者の増産意欲を喚起するため、大山乳業農協が緊急的に行う生乳増産部分への生乳価格上乗せの取組に対し支援する。

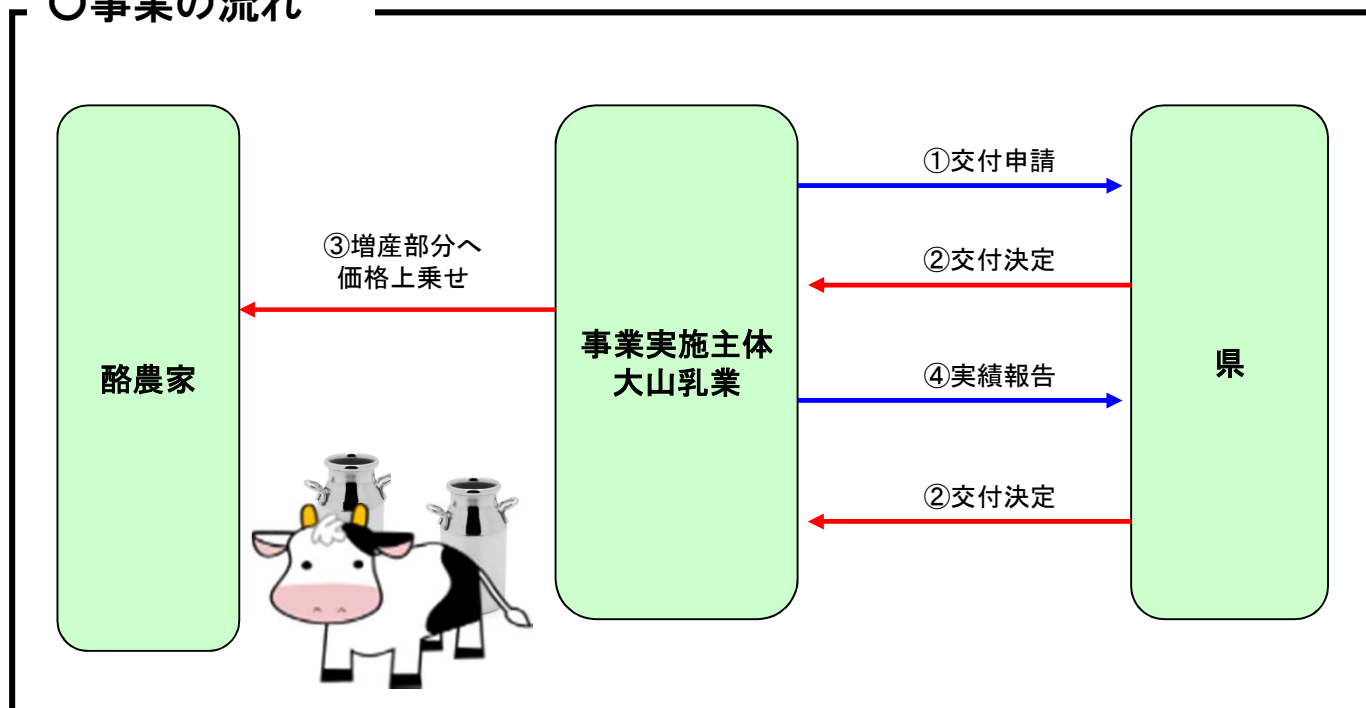
○支援の内容

生産乳量を増産した農家に対して、大山乳業が6円/kgの乳価を上乗せする場合に、その1/2を助成。

○主な要件

直近3ヶ年の内、最も高い年の生産乳量を上回る部分（増産部分）。

○事業の流れ



☎ 問い合わせ先 ☎

大山乳業農業協同組合酪農指導部

鳥取県農業振興戦略監畜産課酪農・経済担当

0858-52-2221

0857-26-7291

コントラクター組織強化支援事業

○事業の目的

県内で活動するコントラクター組織の強化を促し、本県の自給飼料面積を拡大し、農家の労力負担軽減に繋げる。

○支援の内容

協議会を組織し、広域コントラクター組織発足のための協議を行うための研修会の開催や、新規コントラクターの設立に必要な経費を補助する。（補助率 県1/2）

○補助対象経費

- 協議会設立・運営に係る経費
- 先進地視察に係る旅費

○事業の流れ

内容	29年										30年			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
設立会議	○		○	○			○		○					
意見交換会				○							○			
県外視察														

広域コントラクター設立協議会発足

牧草収穫体系の先進地

トウモロコシ収穫体系の先進地

目標
新コントラクター組織設立！

☎ 問い合わせ先 ☎

大山乳業農業協同組合

鳥取県農業振興戦略監畜産課酪農・経済担当

0858-52-2220

0857-26-7291

ホルスタイン全共総合対策事業

第15回全日本ホルスタイン共進会対策事業～

○事業の目的

鳥取県の乳牛改良を大幅に促進し、白バラブランドの更なるイメージアップを図るため、平成32年に宮崎県で開催される第15回全日本ホルスタイン共進会での上位入賞を目指す。

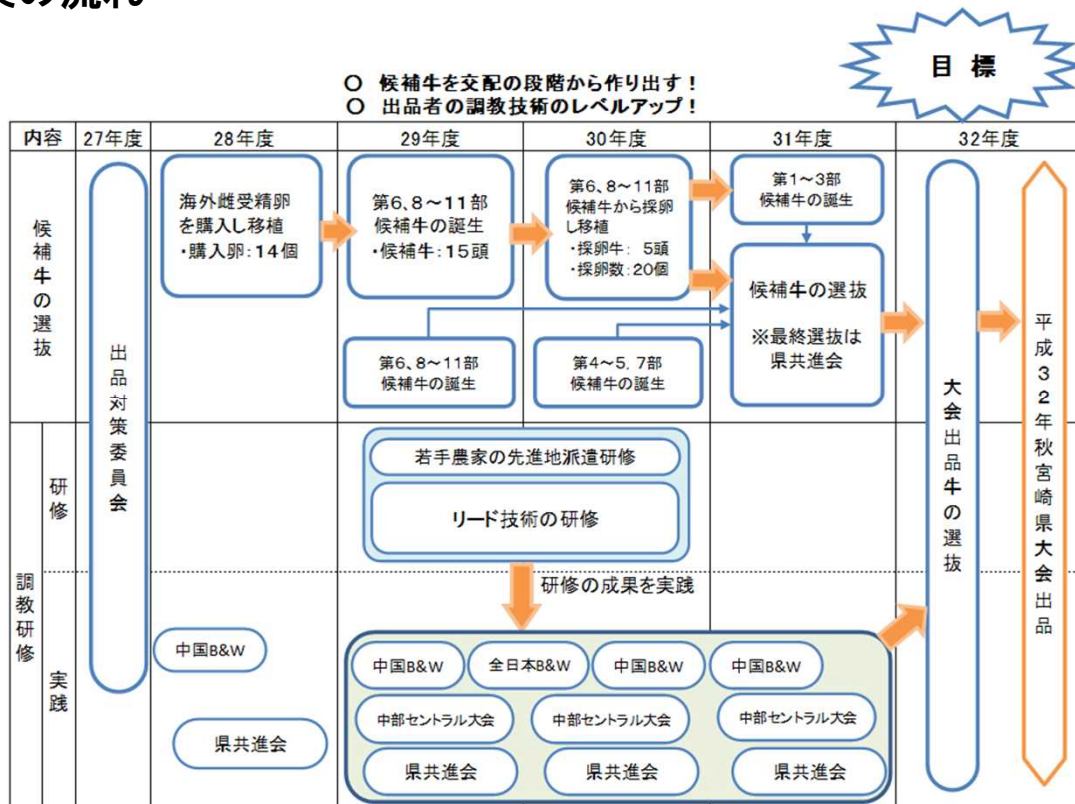
○支援の内容

出品者となる若手酪農家の調教技術向上を図る取り組みに対して支援を行う。（補助率 県1 / 2）

○補助対象経費

- 調教技術研修の開催費用
- 全国規模の共進会へ出場するために必要な経費

○事業の流れ



☎ 問い合わせ先 ☎

全日本ホルスタイン共進会対策委員会
鳥取県農業振興戦略監畜産課酪農・経済担当

0858-52-2222
0857-26-7291

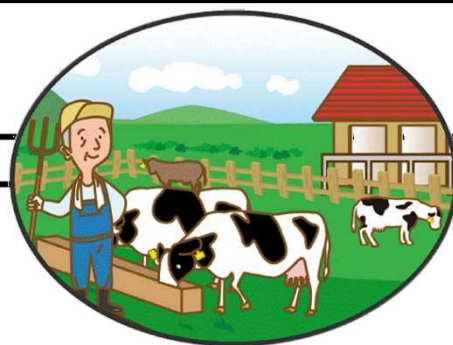
飼料生産型酪農経営支援事業

○事業の目的

酪農経営の農地の保全や地域活性化の機能を生かすために環境負荷軽減に配慮した経営へと転換し、将来にわたり、安定的に継続できる経営を目指す。

○事業対象

酪農家等



○支援の内容

交付金単価

①飼料作付面積 15,000円/ha

②飼料作付の拡大面積 30,000円/ha

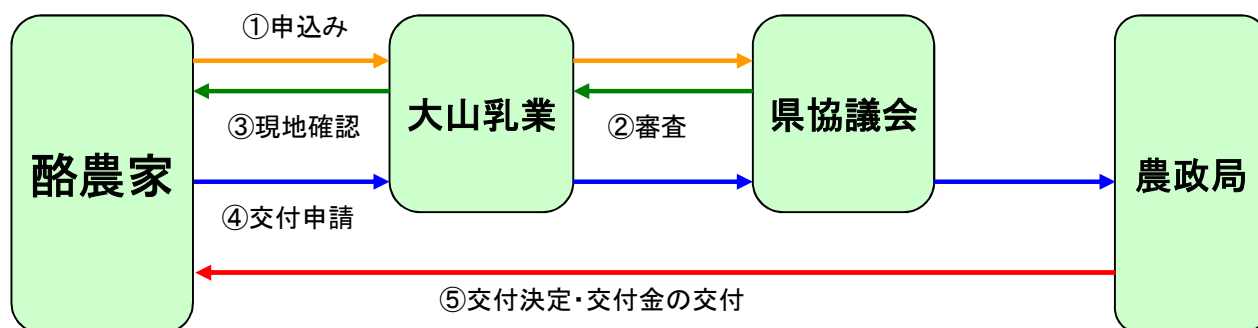
○主な要件

環境負荷軽減（8メニューから2つ選択）に取り組んでいること

- ①堆肥の適正還元の実施 ②耕畜連携の取組 ③不耕起栽培の実施 ④放牧の実施
- ⑤無化学肥料栽培又は無農薬栽培の実施
- ⑥サイロでの牧草サイレージ調整における排汁の低減及び適正処理の実施
- ⑦副産物の利用による装置の適正管理
- ⑧環境負荷に配慮したデントコーン・ソルガムの生産※

※別に定める5つの条件から一つを選択

○事業の流れ



☎ 問い合わせ先 ☎

中国四国農政局鳥取地域センター

0857-22-3154

鳥取県農業振興戦略監畜産課酪農・経済担当

0857-26-7291

鳥取和牛振興総合対策事業

(受精卵活用・放牧支援、東京出荷支援)

●事業の目的

産肉能力が高い種雄牛群を軸として「和牛王国復活」を目指し、和牛ビジョンに添った生産から販売までの戦略を推進するための総合的な事業を実施する。その中で、和牛生産頭数の増加のために、乳牛等の有効活用(受精卵移植の推進)、和牛放牧、東京市場への肥育牛出荷支援の推進を図る。



●事業対象

- ①和牛受精卵を活用して和子牛を生産したい方
- ②和牛放牧を行いたい方
- ③肥育牛を東京市場へ出荷したい方



●主な内容及び要件

区分	事業名	事業実施主体	内 容
受和 精牛 卵放 牧移 植推 進	乳用雌牛等受 卵牛活用促進	農協、生産者	和牛受精卵移植に前年度より多く取り組んだ生産者 に対する奨励金。 (定額20千円/移植)
	和牛放牧 拡大支援	農業団体、 生産者集団等	耕作放棄地等で和牛放牧を実施するための牧柵等 の導入に対する助成。 (県1/3)
「 鳥東出 取京荷 和市支 牛場援 」	東京市場での 「鳥取和牛」PR 対策	農協	東京市場に出荷した「鳥取和牛」のPRに要する経費 の助成(定額)
	東京市場出荷 輸送費助成		東京出荷に係る経費(肥育牛の輸送費、生産者の旅 費)に対する助成 (県1/2)



問い合わせ先

農林水産部農業振興戦略監畜産課肉用牛担当

0857-26-7290

鳥取和牛振興総合対策事業

(和牛増頭・改良支援、肥育素牛確保対策)

○事業の目的

産肉能力が高い種雄牛を軸として「和牛王国復活」を目指し、和牛ビジョンに添った生産から販売までの戦略を推進するための事業を実施する。鳥取和牛の増頭や改良を図るとともに高品質な「鳥取和牛」の出荷頭数を確保する。

○事業対象

- ①和牛の増頭をしたい方
- ②オレイン酸能力及び産肉能力の高い雌牛を導入したい方
- ③オレイン酸能力及び産肉能力の高い肥育素牛を導入したい方
- ④「白鵬85の3」「百合白清2」の肥育素牛を導入・肥育し「鳥取和牛」で出荷される方



○主な内容及び要件

	事業名	実施主体	内 容
1	増頭に係る雌牛導入支援	JA、生産者	地域の増頭・改良計画に沿った和牛繁殖雌牛の増頭にかかる繁殖雌牛の購入経費、自家保留に対する助成 補助率：県1/2、市町村1/6 自家保留は定額(県273千円、市町村91千円) (補助上限：県補助金300万円/年/個人・集団)
2	改良更新に係る雌牛導入支援	JA	オレイン酸能力と産肉能力の高い繁殖用雌子牛を導入する経費の一部を助成。 ①「白鵬85の3」「百合白清2」の産子の場合 補助率：定額95千円+(購入価格-せり平均価格-95千円)×2/3 ②その他の種雄牛の産子の場合または自家保留する場合 補助率：定額95千円
3	肥育素牛導入支援		オレイン酸能力と産肉能力の高い肥育素牛を導入する経費の一部を助成。 ①「白鵬85の3」「百合白清2」の産子の場合 補助率：定額60千円+(購入価格-せり平均価格-60千円)×1/2 ②その他の種雄牛の産子の場合 補助率：定額60千円
4	肥育素牛(白鵬85の3、百合白清2)緊急確保支援対策		「白鵬85の3」「百合白清2」の産子を導入・肥育して「鳥取和牛」として販売した場合、枝肉価格が基準価格を下回った際にその差額を助成。 補助率：県1/2、JA等1/4 助成額：基準価格-枝肉価格(マルキン補填金含む) ※基準価格=肥育牛の素畜費+生産費等(511千円) ・素畜費は上限1,000千円とし肥育素牛導入支援の補助金額は差し引く ※枝肉価格=枝肉単価×枝肉重量 ・枝肉単価は南港市場4等級と比べて高い方、枝肉重量は460kg(雌400kg)と比べて高い方を用いる

☎ 問い合わせ先 農林水産部農業振興戦略監畜産課肉用牛担当 0857-26-7829

第11回全共出品対策事業

○事業の目的

県内の和子牛の市場価値や「鳥取和牛肉」ブランドを高めるため、第10回全共の反省を活かした効率的な「牛つくり」や若い生産者を中心に取組農家を推進する「人つくり」「組織つくり」によって、第10回全共をさらに上回る成績を目指すと共に、その取組を通じて生産基盤を強化・拡大していくなど鳥取県の和牛振興を図る。

○対象者

第11回全国和牛能力共進会鳥取県推進委員会
(事業実施主体)
各地域出品対策協議会、和牛繁殖・肥育農家

○補助率

県1/2、JAグループ及び生産者1/2



○支援の内容

1	出品対策費	第11回全国和牛能力共進会鳥取県推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ①地域出品対策協議会の活動費助成 ②講習会開催費 ③出品候補牛として保留した場合の助成費 ④県代表牛のワクチン接種・証明書作成代等助成 ⑤出品候補牛の削蹄費助成 ⑥県内選抜会開催時のワクチン・運賃助成 ⑦県代表牛牛の参加負担金助成 ⑧全共期間中の専属獣医師雇い上げ経費助成 ⑨出品牛の輸送費用・保険費助成 ⑩出品牛のゆたん、出品者ユニフォーム等作成費助成 ⑪出品者説明会、激励会開催経費助成 ⑫全共期間のヘルパー料(出品者の地元の牛管理)助成 ⑬出品者の傷害保険費助成 ⑭出品者の旅費及び宿泊費助成 ⑮入賞した出品者の所属する地域への報償費助成 ⑯出品までの免疫強化、長距離輸送対策費助成 ⑰専門家による毛刈や調教指導による出品牛の仕上げ対策費助成
2	大会費		県予算開催経費や全共会場で鳥取和牛のPRを行うための経費を助成
3	事務局運営費		全共推進委員会、出品対策部会の開催に要する経費の助成



農林水産部農業振興戦略監畜産課肉用牛担当 0857-26-7290

肉用牛肥育経営安定対策事業

○事業の目的

牛枝肉価格が著しく低下した場合に、補てん金を交付して肉用牛肥育経営の安定を図る。



○事業対象

肉用牛肥育経営者（※大企業は除く）

※大企業とは、資本金の額が3億円を超え、かつ従業員数が300名を超えている会社

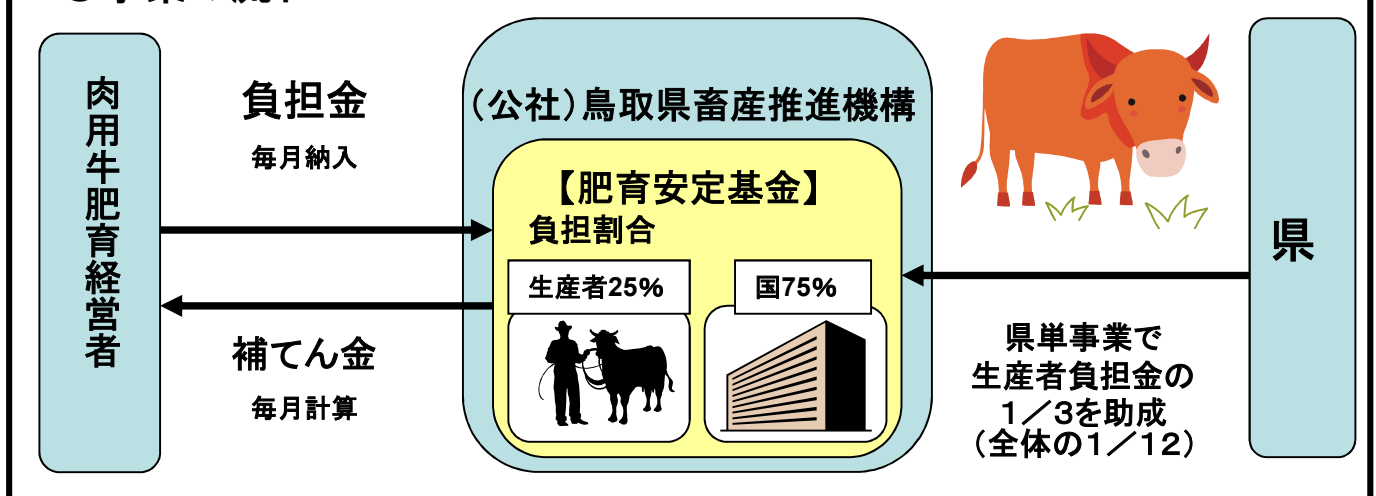
○支援の内容

四半期（又は1カ月）の肥育牛1頭あたりの粗収益（全国平均）が生産費（全国平均）を下回った場合に補てん金を交付する。

○主な要件

- ①原則として配合飼料価格安定基金への継続加入が必要
- ②業務対象年間は平成28年～平成30年度の3年間で、新規に肉用牛肥育経営を開始する生産者以外は途中加入不可

○事業の流れ



☎ 問い合わせ先 ☎

(公社) 鳥取県畜産推進機構

0857-21-2756

農林水産部農業振興戦略監畜産課肉用牛担当

0857-26-7290

肉用子牛価格安定対策事業

○事業の目的

子牛価格が低落した場合に、補給金を交付して生産者の畜産経営の安定継続を図る。



○事業対象

肉用子牛生産者及び法人（※大企業は除く）

※大企業とは、資本金の額が3億円を超え、かつ従業員数が300名を超えている会社

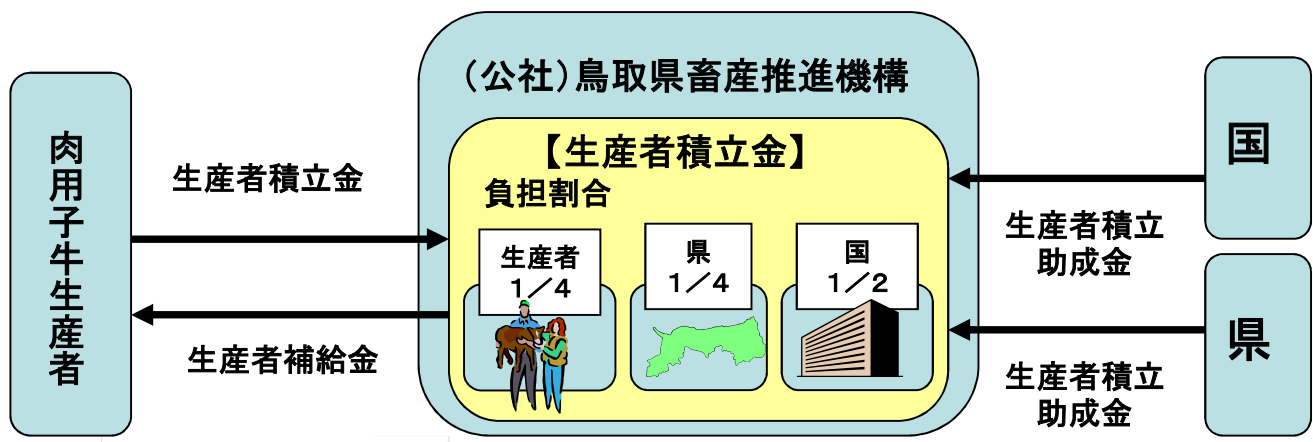
○支援の内容

肉用子牛の平均売買価格（品種別・四半期毎）が毎年決定する保証基準価格・合理化目標価格を下回った場合に、その期間中に子牛を販売、または自家保留していれば補給金を交付する。

○主な要件

- ①生産者と（公社）鳥取県畜産推進機構との間で「肉用子牛生産者補給金交付契約が必要。
- ②指定協会に対し満2カ月齢に達する日までに登録個体の申込を行い、負担金を納入すること。

○事業の流れ



問い合わせ先



(公社)鳥取県畜産推進機構

農林水産部農業振興戦略監畜産課肉用牛担当

0857-21-2775

0857-26-7290

鳥取地どりブランド生産拡大支援事業

○事業の目的

鳥取地どりの生産振興とブランド化を推進することを目的として交付する。

○事業対象

鳥取地どり生産者

○支援の内容

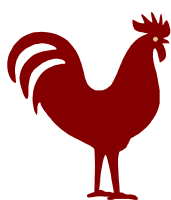
- ①鳥取地どりの生産に必要な飼養施設、排せつ物処理施設等
- ②鳥取地どりの生産性を向上させるため、飼養環境の向上、飼料費の低減、労働力の軽減、排せつ物の適正な処理等に資する機械

○補助金額・補助率

【補助率】事業費の1/3を補助する。

【補助上限額】①総事業費が1億円を超えるもので、3人以上の新規雇用を伴う場合にあっては 1/10以内

②上記①以外の場合は1/3以内（ただし、法人、認定農業者または認定就農者の場合の補助限度額は1千万円、その他の個人または任意団体の場合の補助限度額は200万円とする。）



○主な要件

- ①施設整備：鳥取地どりの生産規模拡大を行う者又は生産を開始する者
- ②機械整備：鳥取地どりを生産する者又は生産を開始する者

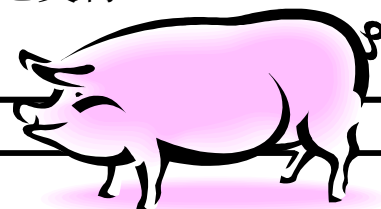
 問い合わせ先 

鳥取県農業振興戦略監畜産課酪農・経済担当 0857-26-7831

養豚経営安定対策事業

○事業の目的

豚枝肉平均価格が著しく低下した場合に、補填金を交付して養豚経営の安定を図る。



○事業対象

養豚経営者（※大企業は除く）

※大企業とは、資本金の額が3億円を超え、かつ、従業員数が300名を超えている会社

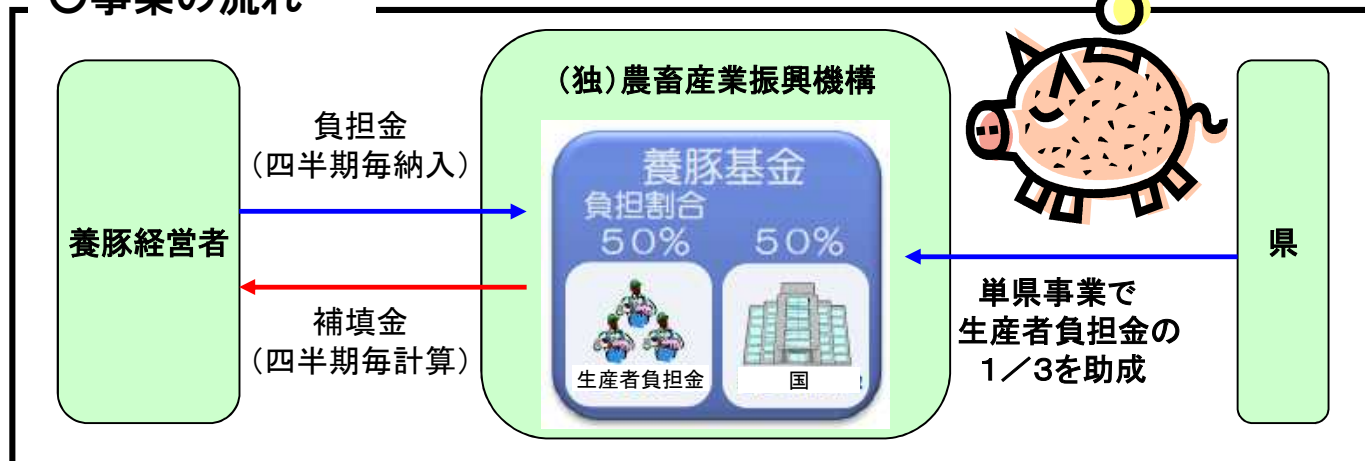
○支援の内容

粗収益が生産コストを下回った場合に補填金を交付する。

○主な要件

- ① 耕畜連携、エコフィードの活用等の取組に努めようとする養豚経営者
- ② 原則として配合飼料価格安定基金への継続加入が必要
- ③ 業務対象年間は平成27～平成29年度の3年間で、新規に養豚経営を開始する生産者以外は途中加入不可

○事業の流れ



☎ 問合せ先 ☎

(公社)鳥取県畜産推進機構

鳥取県農林水産部農業振興戦略監畜産課酪農・経済担当

0857-21-2756

0857-26-7288

農場認証普及推進事業



○事業の目的

畜産物の供給元である生産農場に工程管理を普及定着させ、畜産物の安全・安心を確保し、消費者の信頼向上およびブランド力強化を図る。

○事業対象

畜産農家（個人、法人）

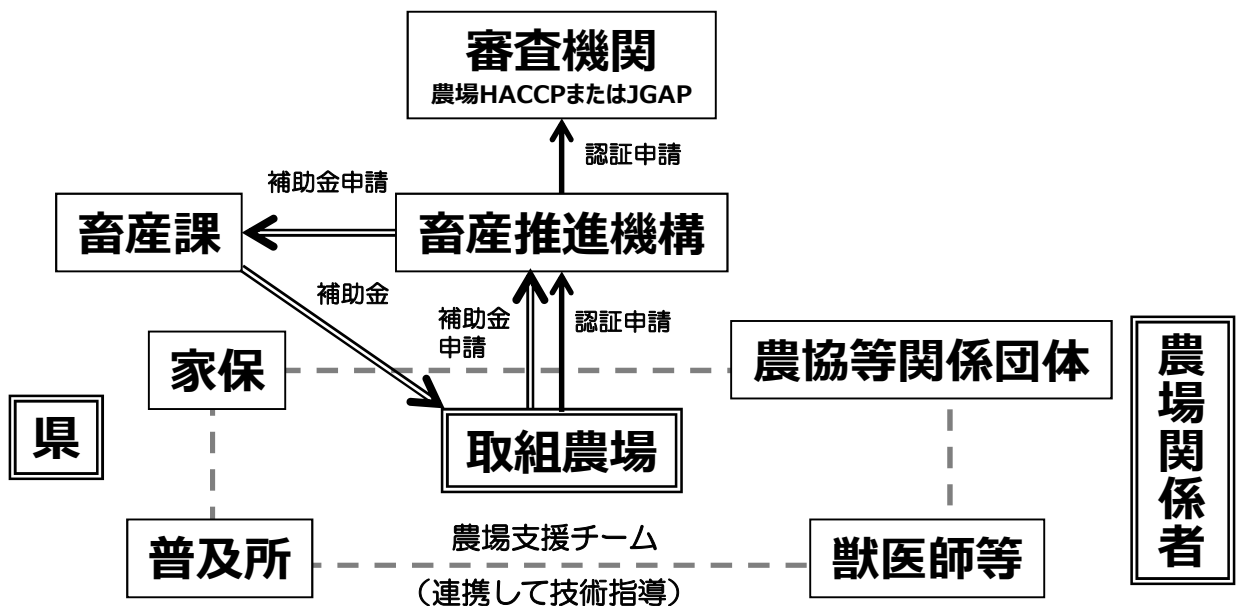
○支援の内容

- ・農場HACCPまたはJGAP（以下、「農場認証」）に取り組む農場への技術指導
- ・農場認証申請手数料（初回、中間および更新）の助成（補助金）

○主な要件

- ①農場認証取得への取組意欲を有し、支援体制が構築されていること。
- ②農場認証（農場HACCP推進農場指定を含む）の申請を審査機関に行っていること。（補助金の場合）

○事業の流れ



☎ 各家畜保健衛生所 各農業改良普及所
(畜産課：0857-26-7287)

6次産業化商品の「売れる化」支援事業

(マーケットイン型商品開発支援)

事業の目的

農林漁業者及び小規模食品事業者等が食品バイヤーと連携して取り組む県内食材を原料にした新商品開発を支援する

対象者

県内の農林漁業者、農林漁業を営む法人(従業員20人以下)、任意団体(規約を有し、主たる構成員が農林漁業者で構成されている団体)、小規模食品加工業者(従業員20人以下)

支援の内容

食品バイヤーと連携して取り組む県内食材を原料にした新商品開発に係る経費を支援します
※5万円以上の備品購入費、申請者が新商品開発のため提供する原材料費を除く

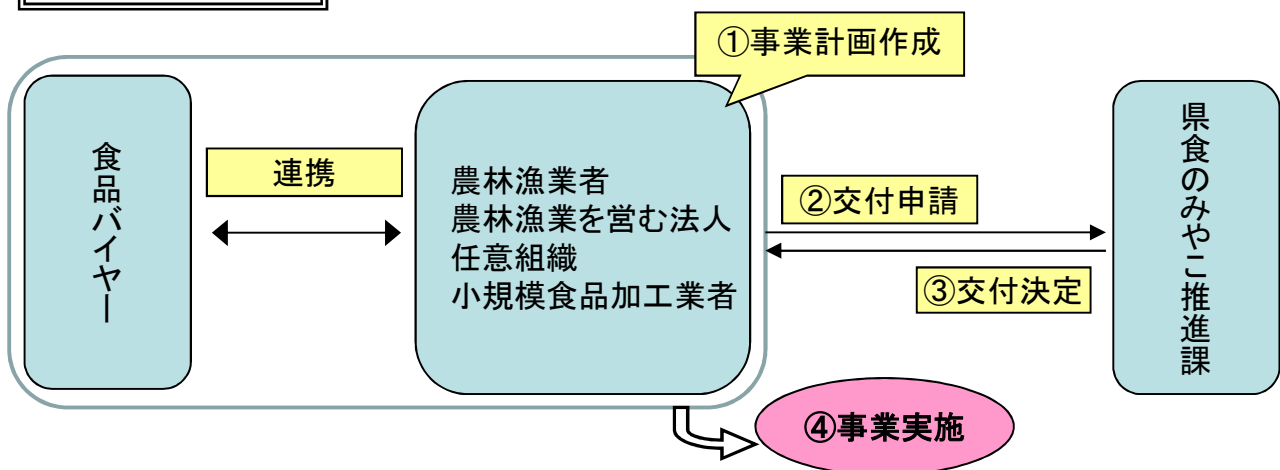
補助金額・補助率

【補助率】事業費の2/3を補助する。
【補助上限額】1,000千円

主な要件

- ①連携する食品バイヤーは、県外の小売事業者とする
- ②既存商品の改良は対象外とする

事業の流れ



お問い合わせ先

鳥取県商工労働部兼農林水産部食のみやこ推進課 電話 0857-26-7807

初めての6次産業化バックアップ事業

事業の目的

初めて6次産業化に取り組む農林水産業者等が行う6次産業化の取り組みを支援する

対象者

農林漁業者、農林水産業を営む法人、任意組織（規約を有し、主たる構成員が農林水産業者で構成されている団体）

※既に商品を販売している場合でも、販売金額が原則年間30万円以下の農林漁業者等は対象とする

支援の内容

県内の6次産業化に係る推進活動及び生産体制を含めた施設・機械整備を支援します（ただし、農業生産に係る機械整備等を除く、3万円以上のもの）

補助金額・補助率

【補助率】事業費の2/3を補助する。

【補助上限額】400千円

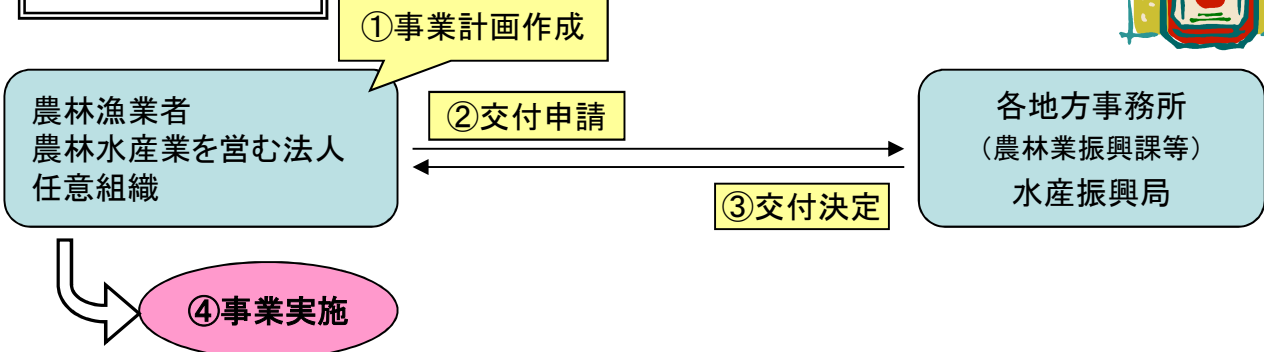
※事業の活用希望が多い場合は、予算の範囲内で補助金額の調整を行うことがあります

主な要件

- ①自ら加工を行うこと
- ②事業で扱う農林水産物は県内産を50%以上使用すること



事業の流れ



担当部所 電話番号

区分	所 属	電 話
農産 林産 畜産	商工労働部兼農林水産部食のみやこ推進課	0857-26-7807
	農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
	農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3816
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9652
	西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2006
水産	水産振興局水産課	0857-26-7316

もうかる6次化・農商工連携支援事業(スタートアップ型)

事業の目的

農産加工グループ等による県産農林水産物を使用した加工品づくりの施設整備を支援する

対象者

農林漁業者、加工グループ、農業法人(農事組合法人又は従業員5人以下の会社法人)



支援の内容

食品加工に必要な備品購入を支援します(3万円以上のもの)

補助金額・補助率

【補助率】事業費の1/2を補助する。

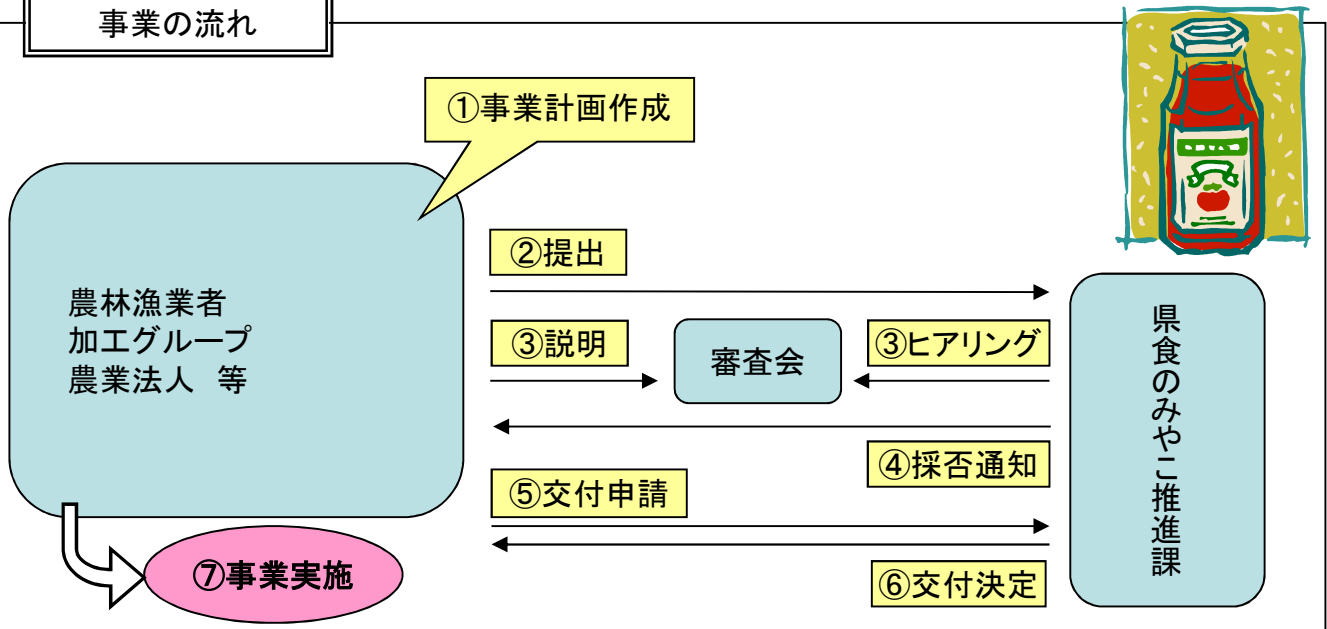
【補助上限額】1,000千円

※事業の活用希望が多い場合は、予算の範囲内で補助金額の調整を行うことがあります

主な要件

- ①自ら加工を行うこと
- ②事業で扱う農林水産物は県内産を50%以上使用すること

事業の流れ



お問い合わせ先

鳥取県商工労働部兼農林水産部食のみやこ推進課 電話 0857-26-7807

もうかる6次化・農商工連携支援事業(6次産業型)

事業の目的

自ら生産、加工・製造、流通・販売を行う6次産業化に取り組む農林漁業者等を支援する。

対象者

農林漁業者、農業を営む法人、農林漁業成長産業化ファンドから出資を受けた法人、任意組織(規約を有すること)、農漁協



支援の内容

6次産業化や農商工連携の取組みに必要な経費を支援する。

- ①販路開拓のように6次産業化等の推進に必要な経費(ソフト)
- ②生産、加工等に必要な施設、機械整備(3万円以上のもの)の経費(ハード) ※畜産、水産の生産経費は対象外

補助金額・補助率

【補助率】事業費の1/2(県1/3、市町村1/6)

※主な要件④に該当する事業は2/3を補助(県1/2、市町村1/6)

【県の単年度補助上限額】 農林漁業者(個人) 3,000千円 農業を営む法人等 7,000千円

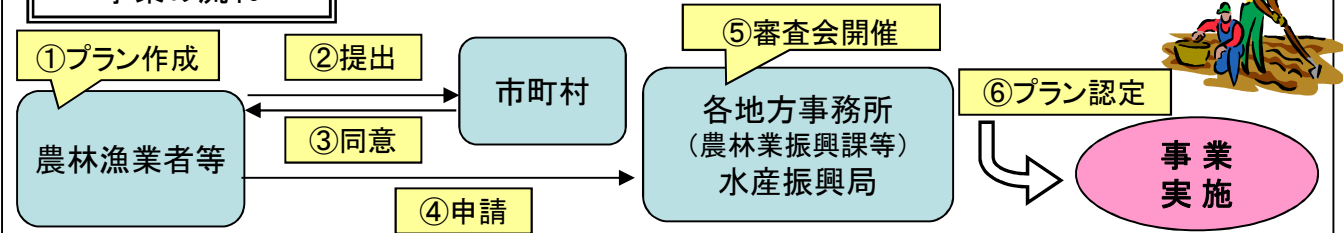
任意組織・農漁協 受益者1人当たり3,000千円ただし上限30,000千円

※主な要件④に該当する事業は、上記の額に3/2を乗じた額

主な要件

- ①自ら生産だけでなく加工もしくは商品の販売を行っていること(又はプラン期間中に行う予定)
- ②事業で扱う農林水産物は事業実施主体が50%以上生産すること(又はプラン期間中に行う予定)
- ③次のいずれかに該当すること
(水産以外)○認定農業者 ○社会福祉事業を行う法人の場合は、賃金を含む農業所得相当額が基本構想所得並
(水産) ○1経営体の加工品等の年販売額150万円以上を目指す取組
○法人等の加工品製造販売額又は直接販売額が10%以上向上
- ④次のいずれかに該当する場合、補助率を嵩上げする
○新規正規雇用 ○国際認証取得 ○これまで県外で行っていた加工を自ら行う

事業の流れ



担当部所 電話番号

区分	所 属	電 話
農産 林産 畜産	商工労働部兼農林水産部食のみやこ推進課	0857-26-7807
	農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
	農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3816
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9652
	西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2006
水産	水産振興局水産課	0857-26-7316

鳥取県6次産業化ネットワーク活動交付金（整備事業）

事業の目的

六次産業化・地産地消法及び農商工等連携法により認定を受けた取組を行う場合に必要な施設整備を支援。

対象者

(1) 農林漁業者団体

- ① 農林漁業者3戸以上が主たる構成員又は出資者となっている団体
- ② ①の団体が主たる構成員又は出資者となっている法人
- ③ 常時雇用者を3名以上雇用している又は雇用予定の団体

(2) 農林漁業者団体等と連携する中小企業者

農商工等連携促進法第2条第1項に規定する中小企業者であって農林漁業者団体等と連携する者



支援の内容

(1) 農林漁業者団体への支援

- ① 農林水産物等の加工・流通・販売等のために必要な施設：処理加工施設、販売施設・地域食材提供施設等
- ② 農林水産物等の生産のために必要な施設等：高生産性農業施設、乾燥調製貯蔵施設等
※①と併せて行う場合に限る。 ※農商工等連携事業計画で実施する場合は、②単独でも実施が可能。

(2) 中小企業者への支援

食品等の加工・販売のために必要な施設（新商品の製造過程に対応したもの）
※販売施設は、加工機械・施設の整備と一体的に整備するものに限る。

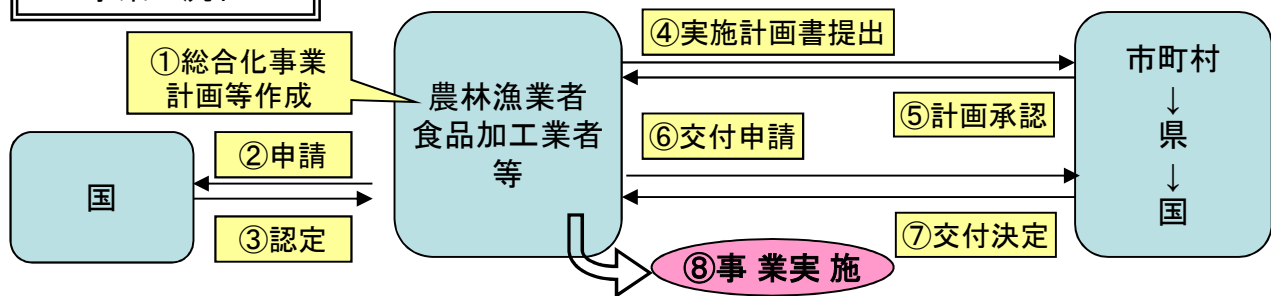
補助金額・補助率

【補助率】 融資残補助3/10以内(国庫) ※中山間地農業ルネッサンス事業に該当する取組は1/2
【補助上限額】 1億円

主な要件

- ① 多様な事業者が連携する取組であること(事業実施主体を含む3者以上)
- ② 投資効率(費用対効果)が1.0以上であること。等

事業の流れ



お問い合わせ先

鳥取県商工労働部兼農林水産部食のみやこ推進課 電話 0857-26-7807

農産加工グループ、農業法人等のみなさま！

地元食材を使った加工品の開発・販路開拓 を支援します！

1 事業名 「とっとりオリジナル加工品づくり支援事業」

2 補助対象者

県内の農産加工グループ、農業法人、ジビエ振興に取り組む任意団体等
「食のみやこ鳥取県」推進サポーター(従業員数が6人以上の事業者を除く。)

3 補助内容



内容	対象経費
1 地元農林水産物を使用した新商品の開発	試作材料費、旅費、食糧費、謝金、会場借上料、試食品代金、パッケージデザイン版下作成費、PR資材作成費等
2 成功事例の視察研修の実施	
3 消費者を対象としたモニタリングの実施	
4 県内量販店等での試食・販売PRの実施	
5 その他目的達成に必要な事項	

※注意事項 ・補助金の交付決定前に行った事業の経費は、補助対象外となります。
・補助事業に関する書類は、事業完了した年度から5年間は保管してください。

4 補助率及び補助金額 (補助金総額 1,500千円)

補助率：補助対象経費の1/2
補助上限額：25万円/1事業者

5 申請方法

以下の問合せ先までご連絡いただき、専用の申請書様式に必要事項を記入の上、ご提出ください。



【申請の問合せ先】

東部振興監 東部振興課	0857-26-7969
中部総合事務所 地域振興局 中部振興課	0858-23-3952
西部総合事務所 地域振興局 西部観光商工課	0859-31-9648
市場開拓局 食のみやこ推進課	0857-26-7836



鳥取県フードビジネス拡大支援事業補助金

事業の目的

県産加工食品の輸出拡大を目的とした施設整備及び県内の食品産業におけるバリューチェーンの構築に資する加工施設整備に要する経費の一部を助成することにより、地域農林水産業の振興、地域経済の活性化を図ることを目的とする制度です。

対象者

次の要件をすべて満たす企業等

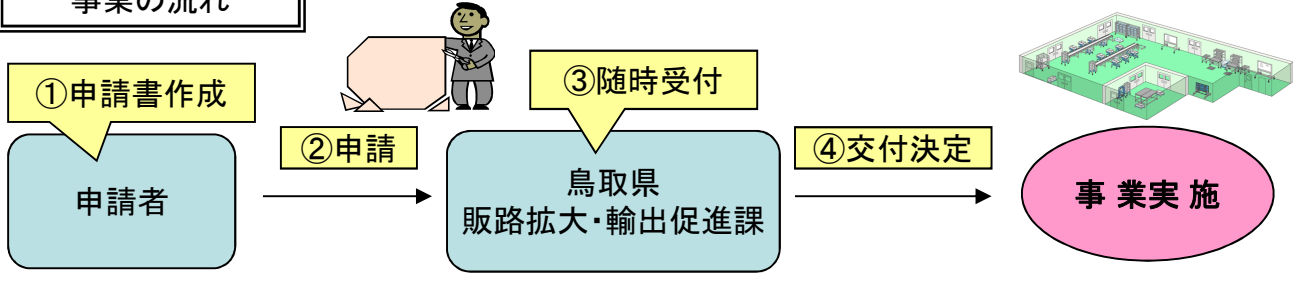
- (1) 鳥取県内に事業所を有する食品産業事業者又は立地企業であること
- (2) 新・増設する加工施設・機械設備は鳥取県内に整備すること
- (3) 新・増設する加工施設・機械設備について、次のいずれかを達成する見通しがあること
 - ア 利用開始から2年以内に、食品安全規格の輸出向け認証を取得すること
 - イ 利用開始から3年以内に、製品の輸出額割合を継続的に5%以上とすること
 - ウ 利用開始から3年以内に、加工原料について県内事業者からの仕入額割合を継続的に30%以上とすること
 - エ 利用開始から3年以内に、製造又は加工した中間加工品について、県内事業者への出荷額割合を継続的に30%以上とすること
- (4) 新・増設する加工施設・機械設備について、10,000千円以上の投資をすること
- (5) 補助事業の実施に当たり、食品衛生法その他の法令に基づく許可が必要な場合は、その許可を受けている、又は受ける見込みがあること

支援の内容

新・増設する加工施設・機械の整備に要する経費の補助

補助率	補助対象経費の1/3以内
補助限度額	35,000千円
事業期間	36月以内
補助率の嵩上げ	中間加工品製造を県外から県内に移転する事業の場合、補助率を1/2以内、補助上限額を52,500千円に嵩上げ

事業の流れ



問い合わせ先

機関・部署	電話
市場開拓局 販路拡大・輸出促進課	0857-26-7963

鳥取県食の安全・安心プロジェクト推進事業補助金

事業の目的

本県食料品製造業者の安全・安心への対応による差別化を通じて県内食料品製造業の底上げを図り、県外・国外への取引先・販路拡大を目指すため、県内事業所の認証取得や衛生管理対策等を促進することを目的とする制度です。

対象者

- ① 認証取得支援事業
県内の工場等で食品安全規格の認証取得を目指す食料品製造業者又は立地企業
- ② 安定化支援事業
県内の工場等で輸出向け食品安全規格の認証の初回更新を目指す食料品製造業者又は立地企業

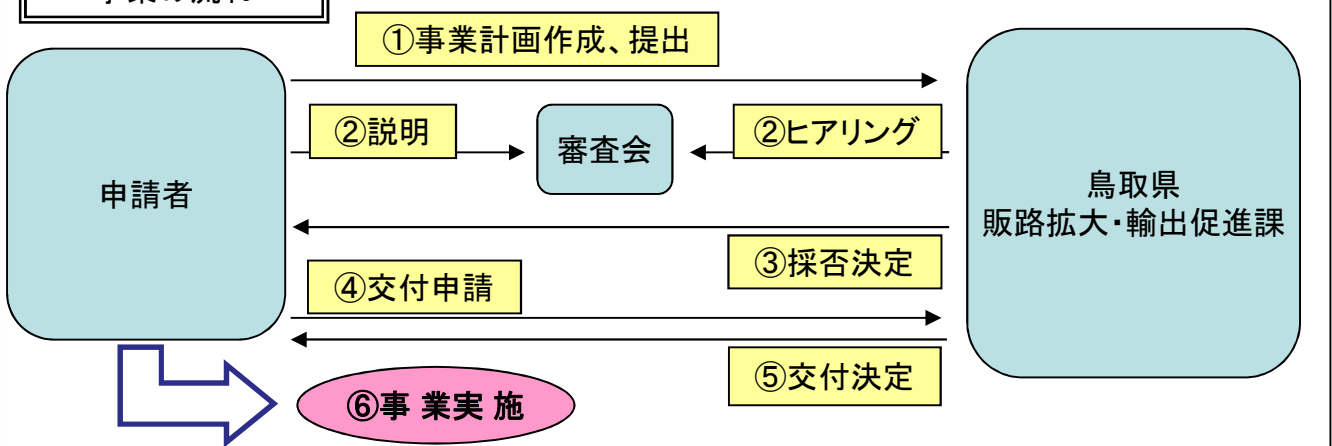
支援の内容

食品安全規格の認証取得もしくは初回更新を目的に実施する事業経費（認証審査費、委託費、研修費等の認証取得に係るソフト面）への補助。

※必ず認証（審査登録）機関等の審査を受ける事業計画とすること。

	①認証取得支援事業	②安定化支援事業
補助率	補助対象経費の1/2以内 ただし、輸出向け認証取得の場合は2/3以内	補助対象経費の1/2以内
補助限度額	1件当たりの総額250万円 ただし、輸出向け認証取得の場合は500万円	1件当たり75万円/年×3年
事業期間	24月以内	36月以内

事業の流れ



問い合わせ先

機関・部署	電話
市場開拓局 販路拡大・輸出促進課	0857-26-7963

中間加工技術向上対策事業

事業の目的

県内中間加工業者が実需者ニーズに対応するため、中間加工技術に関する専門家を県内加工業者の現場に派遣し、実践的な研修を実施することで、県内における中間加工の受注を促進する

対象者

県内中間加工業者

支援の内容

派遣する専門家の派遣経費を支援します(報償費、旅費。ただし、のべ5日以内に限る。)

補助金額・補助率

【補助率】定額

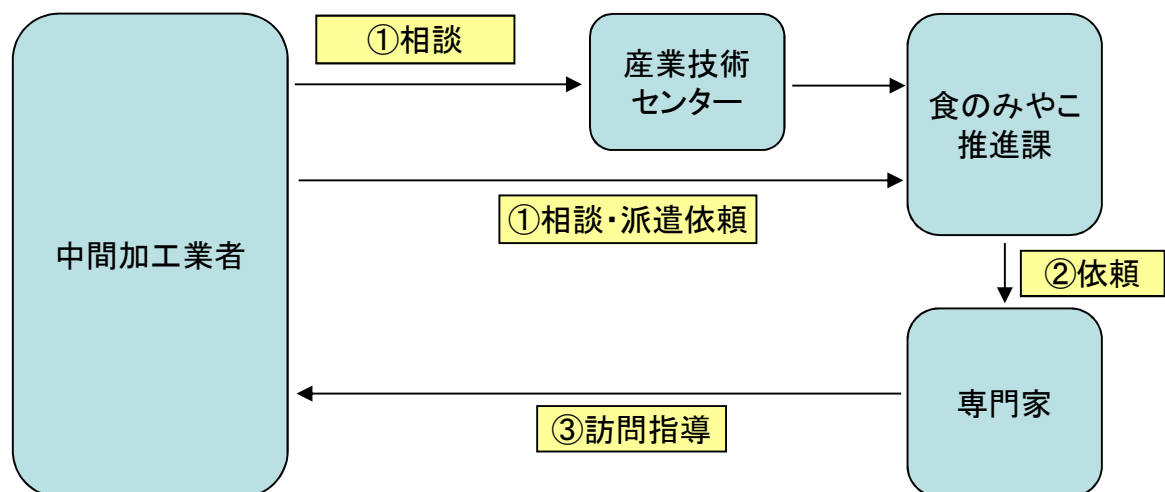
※報償費は指導等を受ける時間により、半日又は1日単位の単価の基づき支給します。

※旅費は鳥取県の旅費支給基準に基づく額とします。

主な要件

・県内の中間加工業者であること

事業の流れ



お問い合わせ先

鳥取県商工労働部兼農林水産部食のみやこ推進課 電話 0857-26-7807

中間加工品開発支援事業

事業の目的

県内事業者と連携する中間加工業者の加工品試作開発を支援することで、県内における中間加工の受注を促進する

対象者

県内事業者と連携する中間加工業者

支援の内容

中間加工品(自ら最終製品として使用する場合を除く)の開発に係る経費を支援します
(例:試作材料代、分析調査費 等)

補助金額・補助率

【補助率】定額

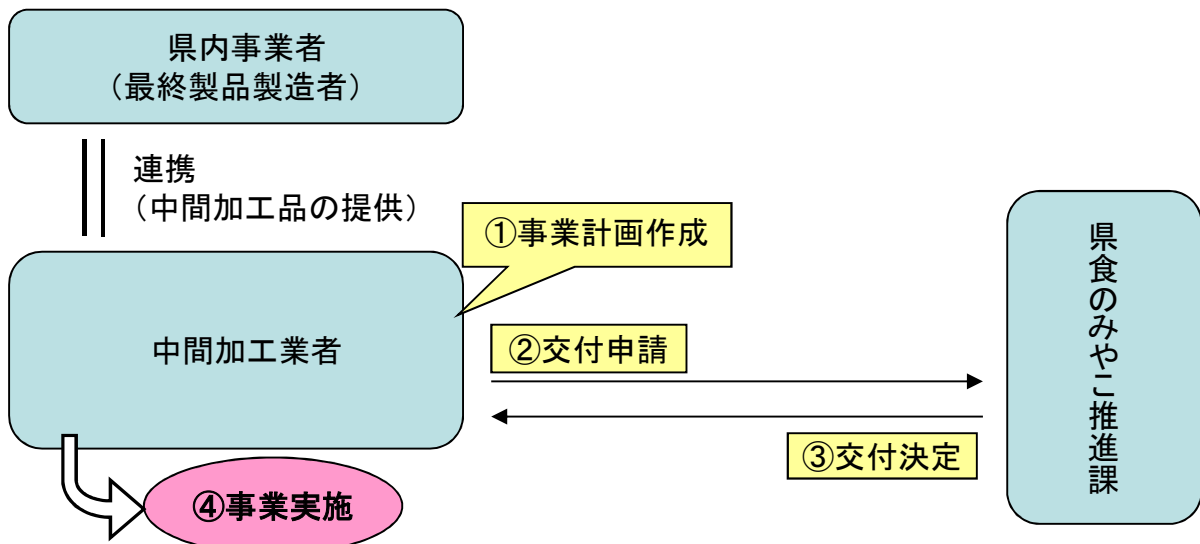
【補助上限額】100千円(1商品当たり)

※購入した消耗品を全て使用しない場合は、按分処理して補助対象経費とする

主な要件

- ①連携する業者は県内事業者であること
- ②自ら製造する最終製品に使用するものでないこと

事業の流れ



お問い合わせ先

鳥取県商工労働部兼農林水産部食のみやこ推進課 電話 0857-26-7807

もうかる6次化・農商工連携支援事業(農商工連携型)

事業の目的

農林漁業者と連携した(農商工連携)、県内農林水産物を原材料とする食品加工等の取り組みを支援する。

対象者

農林漁業者と連携する食品加工業者等



支援の内容

農林漁業者と連携した食品加工等に必要な施設・機械整備の経費を支援します(3万円以上のもの)

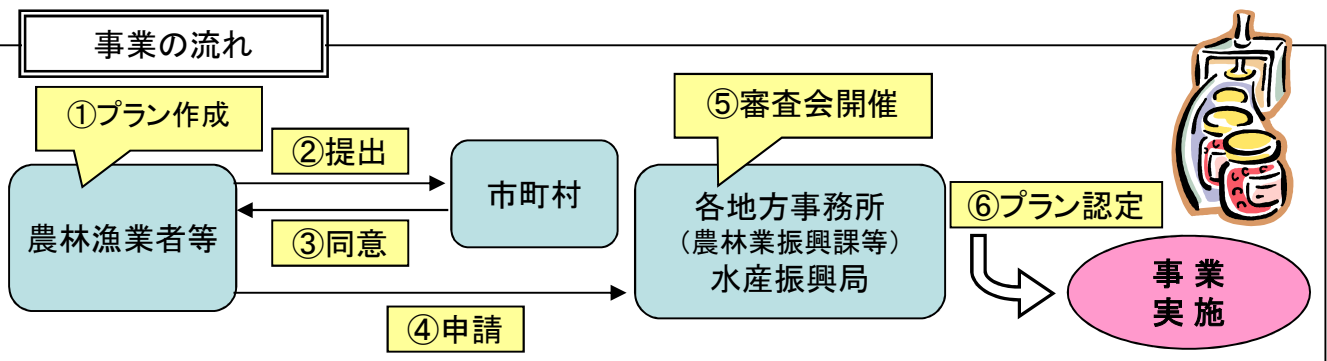
補助金額・補助率

【補助率】事業費の1/3(県1/3、市町村任意) ※主な要件③に該当する事業は1/2を補助
 【県の単年度補助上限額】 10,000千円 ※主な要件③に該当する事業は、15,000千円

主な要件

- ①補助金交付申請までに、原材料となる連携農林水産物(注)について仕入れ金額の50%以上を3年間、1戸以上の県内連携農林業者と安定的に取引する契約を締結する(水産物は除く)。
 - ②プランの目標年において、連携農林水産物はすべて県産となるよう努める。
(水産物にあつては、県内の産地市場を経由したものを含む)
- (注)農商工連携によって開発する商品の原材料であつて、重要なセールスポイントを形成する上で不可欠な属性を有する農林水産物
- ③国際認証取得又は県外加工から県内加工への切り替えにかかる施設整備は、補助率を嵩上げする。

事業の流れ



担当部所 電話番号

区分	所 属	電 話
農産 林産 畜産	商工労働部兼農林水産部食のみやこ推進課	0857-26-7807
	農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
	農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3816
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9652
	西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2006
水産	水産振興局水産課	0857-26-7316

鳥取県食品加工施設整備補助金

事業の目的

県内に不足する農産物加工施設を新・増設する企業に対して、加工施設新・増設に必要な施設・機械整備に係る経費の一部を助成することで、県内食品加工業におけるバリューチェーン（付加価値連鎖）の構築を促し、もって地域農産物の生産振興、地域経済の活性化を図ることを目的とする制度です。

対象者

次の要件をすべて満たす企業

- (1)鳥取県内に事業所を有する食品産業事業者又は誘致企業であること
- (2)新・増設する加工施設・機械設備は鳥取県内に整備すること
- (3)新・増設する加工施設・機械設備について次のいずれかを事業計画終了時において達成していること
 - ①加工原料である農産物について仕入れ金額の30%以上を県内産とすること
 - ②県内に事業所を有する事業者からの受託生産額割合を30%以上とすること
- (4)事業計画期間中に新・増設に係る加工施設について30,000千円以上の補助事業に関する投資をすること
- (5)事業計画終了時において補助事業に係る従業員を1人以上新規雇用すること
- (6)県内に不足している以下の加工形態を行う施設であること

①洗浄、皮むき、カット型	②冷凍、そうざい型	③粉末、乾燥型	④搾汁、糖加型
⑤飲料型 ※ただし、清酒生産は除く	⑥酢醸造型	⑦エキス抽出型	⑧包装、パック、ボトリング型

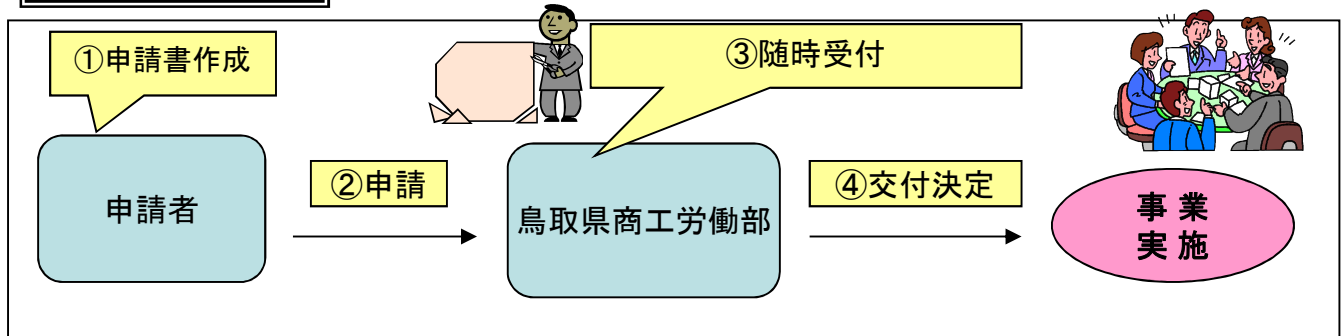
支援の内容

農産物加工に係る施設・機械整備費の補助（水産加工、畜産加工に係るものは除く）

補助金額・補助率

補助率	補助対象経費の1/3以内
補助限度額	35,000千円
事業期間	36月以内

事業の流れ



問い合わせ先

機関・部署	電話
市場開拓局食のみよこ推進課	0857-26-7807

鳥取県農商工連携促進ファンド事業

事業の目的

農林漁業者と中小企業者等が連携して行う新製品・新技術の研究開発、販路開拓等に要する経費の一部を助成します。

対象者

- (1) 中小企業者と農林漁業者との連携体
- (2) 自ら事業を行うNPO等の中小企業以外の者と農林漁業者との連携体
- (3) 連携体を支援する事業を行う県内の農業協同組合、畜産協同組合、森林組合、漁業協同組合、商工会議所・商工会（連合会を含む。）、NPO、市町村、地方独立行政法人鳥取県産業技術センター等



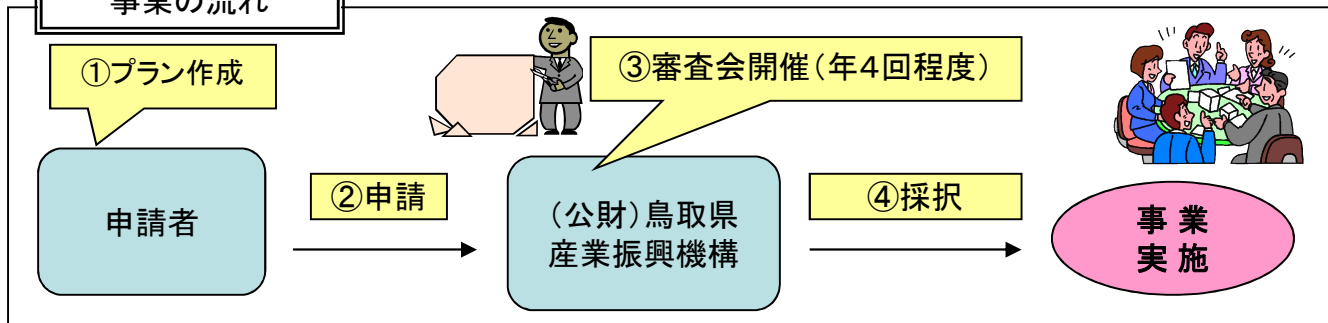
支援の内容

事業名	取組内容
農商工連携事業	連携体が、互いの経営資源を活用し、それぞれが工夫を凝らして行う事業であって、新商品又は新サービスの開発、農林水産業の生産現場における生産効率(技術)向上・改善のためのシステムづくり及びそれらに伴う販路開拓、並びに既存商品の改良又は販売方法の変更を伴う新たな販路開拓を目的とした取組
農商工連携サポート事業	展示会・見本市への出展、セミナー開催等、連携体の事業化の促進を目的とした取組(複数の連携体の取組を支援対象とする事業に限る)。

補助金額・補助率

区分	農商工連携事業	農商工連携支援事業
助成対象者	中小企業者等と農林漁業者の連携体	連携体の活動を支援する者
助成率	助成対象経費の3/4以内	助成対象経費の10/10以内
助成限度額	10,000千円	5,000千円
事業期間	36月以内 ※平成30年12月には事業完了すること	12月以内

事業の流れ



問い合わせ先

機関・部署	電話
(公財)鳥取県産業振興機構新事業創出部	0857-52-6704
市場開拓局食のみやこ推進課	0857-26-7836

農商工連携研究開発支援事業

事業の目的

農林漁業者と中小企業者等が行う研究開発に必要な基礎的調査(試験栽培を含む)・情報収集・開発検討に要する経費の一部を助成します。

対象者

- (1) 中小企業者と農林漁業者との連携体、又は連携体を構成する意志のあるグループ
- (2) 自ら事業を行うNPO等の中小企業以外の者と農林漁業者との連携体、又は連携体を構成する意志のあるグループ

支援の内容

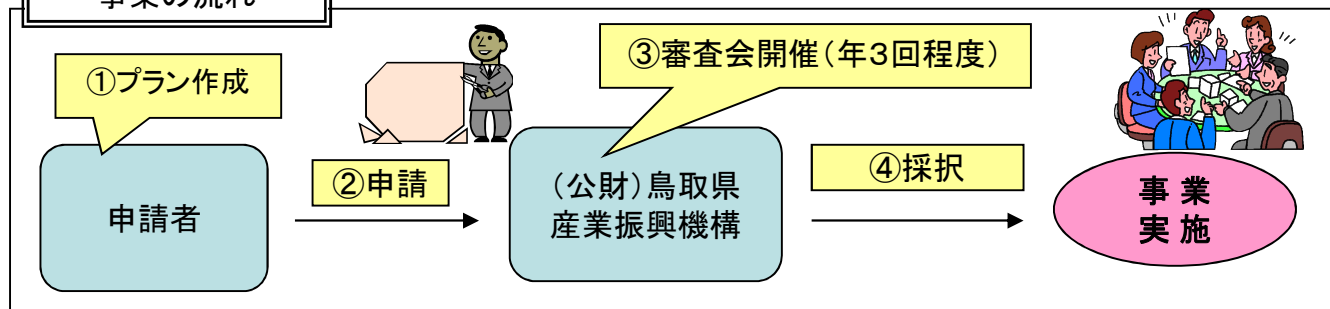
農商工連携を行うために必要な基礎的調査、情報収集、開発検討

対象経費区分	内 容
1. 外部専門家(謝金・旅費)	助成事業者自らが、技術的ノウハウを得る為の外部専門家を受け入れる際に必要な経費(指導者への旅費、謝金)
2. 特許等調査	事業取組み以前に特許等の他社申請状況を調査する為に必要な経費
3. 会場借料	会議を開催するにあたり必要な会場借料および茶菓代
4. 先進地調査・市場調査	先進地調査・市場調査(国内に限る)に必要な旅費および宿泊費
5. 原材料費	研究開発のための基礎データ取りを目的とした、原材料・副資材の購入費
6. 機器・設備利用費	研究開発のための基礎データ取りを目的とした、機器・設備の借用及び外部施設等の利用に係る経費
7. 委託費	研究開発のための基礎データ取りを目的とした、事業の一部の委託に要する経費
8. 雑費	基礎的調査・情報収集・開発・検討に付随的に支出する、専門書購入費および切手代、その他研究開発をする為に必要と認められる経費

補助金額・補助率

助成限度額:600千円 助成率:2/3以内 事業期間:12月以内

事業の流れ



問い合わせ先

機関・部署	電 話
(公財)鳥取県産業振興機構新事業創出部	0857-52-6704
市場開拓局食のみやこ推進課	0857-26-7836

おいしい鳥取PR推進事業

事業の目的

販路開拓・消費拡大のための以下のような取組みに対して支援する。

- 県外の消費者等と産地交流を行うツアー等の開催による消費拡大
- 県外で行われる見本市等への出展、県外店舗での試食販売など、県外販路開拓
- 県外小売店における1月以上のテスト販売や複数回の試食販売による県外販路の定着化
- 県内の伝統的な加工食品の新商品開発、新商品・新技術の事業化

対象者

- (1) 農林業経営体又は漁業者(食のみやこ鳥取ブランド団体交付金の交付対象団体は除く)
- (2) (1)で構成する任意組織
- (3) 県内の伝統的な加工食品を製造する小規模事業者、任意組織又は組合
- (4) 鳥取県内の農林水産物を使用した小規模な食品加工製造事業者

支援の内容

販路開拓・消費拡大のための取組みに要する次の経費を補助する。(同一内容の取組みについては、初めて本補助金の交付を受けた年度から3年度以内の事業に限る)

- ①【消費者等交流】県外の消費者等との産地交流を行うツアー等の開催に要する経費（旅費、バス借上代、招へい者の食事代、保険代、消耗品費など） ※対象者(4)は対象外
- ②【販路開拓】県外の小売店等での試食販売、展示会の開催、見本市への出展など、県外販路開拓に要する経費（旅費、輸送費、広報費、会場装飾費、使用賃借料、出展料、消耗品費など） ※対象者(4)は対象外
- ③【販路定着化】県外の小売店と連携して行う1月以上のテスト販売に要する経費又は同一店舗で年4回以上の試食販売に要する経費（旅費、輸送費、広報費、会場装飾費など）
- ④【新商品開発能力育成等】県内の伝統的な加工食品に係る商品事業化のための開発設計、設備の運転研究、試作・改良、新商品・新技術のデザイン等の改良に要する経費（旅費、試作品原材料費、機械装置購入費、デザイン料など） ※対象者(3)のみ補助対象

補助金額・補助率

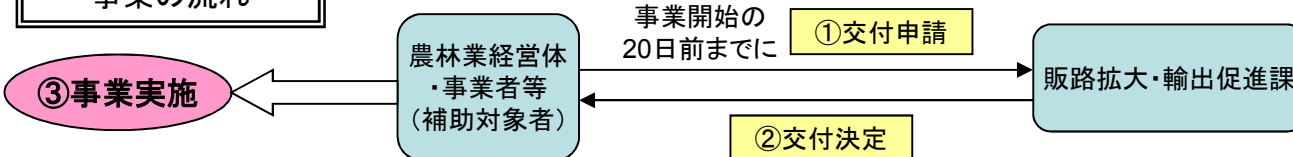
【補助率】経費の1/2を補助する。

【単年度補助上限額】

- 消費者等交流事業 150千円（任意組織で補助事業参加者が4構成者以上の場合は300千円）
- 販路開拓事業 150千円（任意組織で補助事業参加者が4構成者以上の場合は300千円）
- 販路定着化事業 200千円（任意組織で補助事業参加者が4構成者以上の場合は400千円）
- 新商品開発能力育成等事業 500千円（任意組織で補助事業参加者が4構成者以上の場合は1,000千円）

※一連の事業だと明らかに認められる事業を年度をまたがり実施する場合は、複数年度合計で単年度分の補助限度額を適用する。

事業の流れ



担当部署電話番号

市場開拓局販路拡大・輸出促進課 国内販路拡大・民工芸振興担当 電話 0857-26-7833

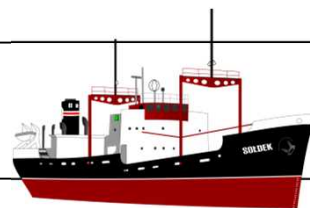
「食のみやこ鳥取県」輸出促進活動支援事業費補助金

事業の目的

鳥取県内で生産された農林水産物及び加工食品(以下「県産農林水産物等」という。)の輸出活動の支援

対象者

県産農林水産物等の輸出に取り組む県内事業者



補助対象事業

- ① 県産農林水産物等の輸出促進のために海外で行う販売促進活動(商談も含む)、物流実験、海外での市場調査活動及び海外バイヤー招聘活動。
- ② 県が主催する物産展・商談会等への参加。

補助率・補助限度額

1/2以内(補助限度額:400万円/年)

事業実施期間

年度内

補助対象経費

旅費、役務費、印刷製本費、広告宣伝費、消耗品費、出展料及び商談会場使用料、その他使用料及び賃借料、試食・商品サンプル費

申請時期

1. 各事業者が主体的に実施する活動に係るもの
 - 第1回 申請時期:4月1日から14日まで 申請対象:平成29年度内に終了する事業
 - 第2回 申請時期:7月1日から14日まで 申請対象:8月4日以降に開始し年度内に終了する事業
2. 県主催事業に係るもの
 - 申請時期:県が別途定める期間

問い合わせ先

鳥取県商工労働部兼農林水産部市場開拓局販路拡大・輸出促進課
電話 0857-26-7963 WEBサイト <http://www.pref.tottori.lg.jp/shijoukaitaku/>



平成29年度鳥取県有機・特別栽培農産物等総合支援事業

事業の目的

有機農産物及び特別栽培農産物の生産振興を図るため生産、販売並びに消費者交流などに積極的に取り組む実践農家に対し支援する。

対象者

有機JAS認定事業者、鳥取県特別栽培農産物認証事業者、新たに鳥取県特別栽培農産物認証を取得予定の事業者



支援の内容

有機・特別栽培農産物生産技術支援事業

有機的管理で使用する機器購入費、有機・特別栽培の技術習得のために必要な経費

消費者交流・マッチング支援事業

イベント等での消費者交流、市場調査、販路開拓、制度PRを行うために必要な経費

補助率

機器購入費は事業費の1/3以内(補助金上限は総額30万円)

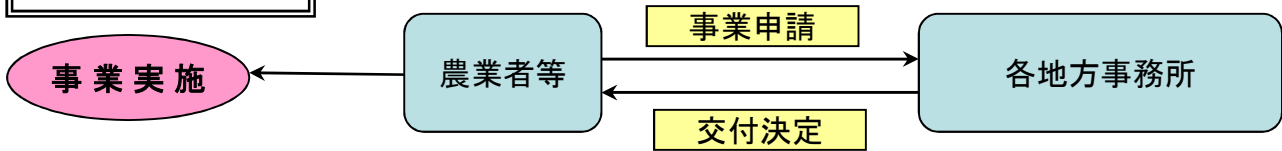
その他経費は事業費の1/2以内(補助金上限は個人10万円、法人・団体は30万円)

主な要件

有機・特別栽培農産物生産技術支援事業においては、機器購入又は技術習得が、次に掲げるいずれかの取組みに結びつくものであること

- 1 新たに鳥取県特別栽培農産物認証を取得すること
- 2 有機認定申請面積又は鳥取県特別栽培農産物認証申請面積を拡大させること
- 3 鳥取県特別栽培農産物における節減対象農薬の削減割合を向上させること
- 4 法人又は団体における有機・特別栽培農産物の栽培に係る構成員を増やすこと

事業の流れ



担当部所 電話番号

所 属	電 話
農林水産部農業振興戦略監生産振興課	0857-26-7649
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3553
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3808
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3274
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2007